

磐田市地域防災計画 ー修正案の概要ー

(平成 29 年 3 月 22 日／磐田市総務部危機管理課)

磐田市地域防災計画（一般災害対策編、地震・津波災害対策編、原子力災害対策編）の修正案の概要は、次のとおりである。

1 国の防災基本計画の修正等に伴うもの

- (1) 水防法・下水道法の改正に伴う修正（一般災害対策編）
 - 洪水、雨水出水（内水）、高潮について、県又は市は、想定し得る最大規模の降雨等による浸水想定区域を指定し、浸水継続時間等の公表や避難確保措置を行うこと。 等
- (2) 土砂災害防止法の改正、避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改定に伴う修正（一般災害対策編、地震・津波災害対策編）
 - 市は、土砂災害警戒区域を避難勧告等の発令単位として事前に設定し、土砂災害メッシュ情報を用いて避難勧告等を発令するよう追加すること。 等
- (3) 最近の災害対応の教訓を踏まえた防災基本計画の修正に伴うもの（一般災害対策編）
 - 市は、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図るため、災害時優先業務の整理など 6 要素を定めること。 等

2 静岡県地域防災計画の修正に伴うもの

- 「第 5 節 予想される災害と地域」について、風水害に関する記述の修正（一般災害対策編）
 - 災害廃棄物処理に関する市の実施事項の追加（一般災害対策編）
 - 静岡県第 4 次地震被害想定追加資料（新 L1 モデル）の公表に伴う修正（地震・津波災害対策編）
 - 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域の指定等の修正（地震・津波災害対策編）
 - 地震対策緊急整備事業の実施期間の延長に伴う修正（地震・津波災害対策編）
 - 南海トラフ地震における静岡県広域受援計画の策定に伴う修正（地震・津波災害対策編）
- 等

3 避難に関する計画の修正（一般災害対策編、地震・津波災害対策編）

- これまでの避難所運営班を避難所開設班に改め、施設の開錠から避難者の受入れ、運営組織づくりまでを担当。開設後、所属課に合流して増員を図り、災害応急対策（被災者の支援等）に従事
- 交流センターを避難所の補助施設として位置付け
- 車中泊など避難所以外の場所で避難生活を送る被災者に対する必要な生活関連物資の提供などの支援について整理 等

4 水防計画について県計画との整合を図るための修正（一般災害対策編）

- 一般災害対策編（第 3 章・第 25 節 水防計画）について、静岡県地域防災計画（風水害対策の巻・第 3 章 災害応急対策計画）に準じた内容に整理する。

現 行（記載項目）	修正案（記載項目）
1 主旨	1 主旨
2 水防体制	2 水防体制
3 水防施設、資材 ⇒10とし、9の次に移動	3 水防に関する予警報
4 洪水予報 ⇒3 水防に関する予警報に変更	4 雨水出水特別警戒水位の水位到達情報 ⇒水防法の改正に伴い追加
5 水防警報 ⇒3 水防に関する予警報に追加	5 高潮特別警戒水位の水位到達情報 ⇒水防法の改正に伴い追加
6 水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知 ⇒3 水防に関する予警報に追加	6 通信連絡 ⇒追加
7 非常配備体制	7 非常配備体制
8 水防信号 ⇒水防標識を追加	8 水防信号及び水防標識
9 重要水防箇所等	9 重要水防箇所等
10 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置 ⇒削除	10 水防施設、資材 ※現行の「3 水防施設、資材」

5 地震・津波災害対策編（第3編 地震防災施設緊急整備計画）の修正

- 地域防災拠点施設の整備について、被害規模によりすべての公共施設の利用が想定されるため、対象施設を拡大して整備を推進するよう修正する。
- 第2編 平常時対策、第4章 地震災害予防対策の推進に定めている南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「津波避難対策緊急事業計画」を、第3編 地震防災施設緊急整備計画に移動する。

6 資料編の再編、計画等資料の追加掲載

- 一般災害、地震・津波災害、原子力災害の対策編ごとに編集していた資料編を統合し、資料番号を整理するとともに、新規作成の計画等を資料として追加掲載する。
 - ①避難勧告等の判断・伝達マニュアル
 - ②磐田市要配慮者避難支援計画
 - ③磐田市原子力災害広域避難計画
 - ④磐田市災害廃棄物処理計画

7 その他時点修正等に伴うもの

- (1) 市及び災害対策本部の組織変更に伴う修正（各対策編）
- (2) 磐田市消防本部警防規程の制定に伴う修正（一般災害対策編）
- (3) 指定公共機関、指定地方行政機関の名称変更に伴う修正（各対策編）
- (4) 原子力災害対策指針の改正に伴う医療体制関係の用語の修正（原子力災害対策編）
- (5) 時点修正等（一般災害対策編、原子力災害対策編）
- (6) 適正な記載、漢字（ひらがな）表記への修正、誤記の修正など

1 国の防災基本計画の修正等に伴うもの

(1) 水防法・下水道法の改正に伴う修正

○一般災害対策編

章	節	修正要旨	新旧対照表
第2章 災害予防計画	第2節 河川災害予防計画	<p>○県及び国土交通省は、特別警戒水位を定める河川について、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域を指定し、浸水継続時間等を公表するよう修正する。</p> <p>○県又は市は、雨水出水特別警戒水位を定める下水道について、想定し得る最大規模の降雨による雨水出水浸水想定区域を指定し、浸水継続時間等を公表するよう修正する。</p> <p>○市は、これまでの洪水時と同様に、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、洪水予報等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるよう修正する。</p>	P 3～P 5
	第3節 海岸保全災害防除計画	<p>○県は、高潮特別警戒水位を定める海岸について、想定し得る最大規模の高潮による浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域や浸水継続時間等を公表することを追加する。</p>	P 5
第3章 災害応急対策計画	第25節 水防計画	<p>○県又は市は、雨水出水特別警戒水位に到達したことを水防管理者等に通知することを追加する。</p> <p>○県は、高潮特別警戒水位に到達したことを水防管理者等に通知することを追加する。</p>	P31
	第32節 下水道災害応急対策計画（新設）	<p>○下水道管理者は、災害時に公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずることを追加する。</p>	P34

(2) 土砂災害防止法の改正、避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改定に伴う修正

○一般災害対策編

章	節	修正要旨	新旧対照表
第2章 災害予防計画	第3節 海岸保全災害防除計画	<p>○市は、高潮警報等が発表された場合に、直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するなど、高潮災害に対する警戒避難体制の強化について追加する。</p>	P 5
	第6節 土砂災害防除計画	<p>○市は、土砂災害警戒区域を避難勧告等の発令単位として事前に設定し、土砂災害メッシュ情報を用いて避難勧告等を絞り込んで発令できるよう追加する。</p> <p>○市は、地域防災計画において、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設等要配慮者利用施設に対する土砂災害警戒情報等の伝達に関する事項を定めるよう追加する。</p> <p>○避難情報（避難準備情報、避難指示）の名称変更に伴う修正</p> <p>※第17節 住民の避難誘導體制（P9）のほか、多数の修正箇所あり。</p>	P 6～P 7

章	節	修正要旨	新旧対照表
第2章 災害予防計画	第17節 住民の避難誘導体制	<p>○市は、住民に対し、災害種別に応じて適切な避難地に避難するよう周知徹底することを追加する。</p> <p>○市は、避難地へ移動することがかえって命に危険を及ぼしかねないと避難者自らが判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での安全確保措置も避難行動として周知するとともに、避難情報に応じた住民に求められる行動を表にして追加する。</p> <p>○市は、避難誘導計画を周知するための措置を講じるものとし、防災マップを作成する際の留意事項を追加する。</p>	P 9～P10

○地震・津波災害対策編

編	章	修正要旨	新旧対照表
第2編 平常時対策	第4章 地震災害予防対策の推進	○市は、津波警報等が発表された場合に、直ちに避難指示（緊急）等を発令することを基本とした発令基準の設定を追加する。	P41
第4編 地震防災応急対策	第7章 避難活動	<p>○避難情報（避難準備情報、避難指示）の名称変更に伴う修正</p> <p>※第5編・第7節 避難活動（P53）にも修正箇所あり。</p>	P48

(3) 最近の災害対応の教訓を踏まえた防災基本計画の修正に伴うもの

○一般災害対策編

章	節	修正要旨	新旧対照表
第2章 災害予防計画	第27節 ライフライン事業の復旧に関する計画（新設）	○ライフライン事業者は広域的な応援体制の整備に努めること、下水道管理者は災害時にも下水道機能を維持するため、民間事業者との協定締結や必要な資機材の整備に努めることを追加する。	P11
	第28節 市の業務継続に関する計画（新設）	○市は、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図り、計画の評価・検証等を踏まえた見直しを行うこと、内閣府作成の「業務継続計画作成ガイド」等を踏まえ、少なくとも業務継続計画に特に重要な6要素についてあらかじめ定めておくことを追加する。	P11～P12

2 静岡県地域防災計画の修正に伴うもの

○一般災害対策編

章	節	修正要旨	新旧対照表
第1章 総論	第5節 予想される災害と地域	○風水害に関する記述の修正	P 2～P 3
第3章 災害応急対策計画	第15節 清掃及び災害廃棄物処理計画（節名修正）	○災害廃棄物処理に関するその実施事項を追加する。	P18～P19

○地震・津波災害対策編

編	章	修正要旨	新旧対照表
第1編 総論	第2章 予想される災害	○静岡県第4次地震被害想定において想定を実施したレベル1の津波（駿河トラフ・南海トラフ沿い）について、宝永型地震、安政東海地震、5地震総合モデルを追加する。	P37
第2編 平常時対策	第4章 地震災害予防対策の推進	○土砂災害警戒区域等の公表に関する修正 ○津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域の指定等に関する記述を追加する。 ○県は、石油連盟との覚書に基づき、燃料の供給に必要な情報共有を事前に図ることを追加する。 ○重要施設の管理者は、燃料の備蓄に努めることや、石油組合等の受注機会の増大に努めることを追加する。	P40～P43
第3編 地震防災施設 緊急整備計画	第2章 地震対策緊急 整備事業計画	○地震対策緊急整備事業の実施期間の延長（35年→40年）に伴う修正	P44
第5編 災害応急対策	第4章 緊急輸送活動 第5章 広域応援計画 第10章 地域への救援 活動	○南海トラフ地震における静岡県広域受援計画の策定に伴う修正	P51～P52 P55
	第4章 緊急輸送活動	○緊急輸送のための燃料確保対策として、緊急輸送車両に対する燃料の優先供給に関する調整や燃料供給拠点の稼働状況等に関する情報共有を行うことを修正	P51

3 避難に関する計画の修正

○一般災害対策編

章	節	修正要旨	新旧対照表
第3章 災害応急対策 計画	第7節 避難救出計画	○これまでの避難所運営班を避難所開設班に改め、あらかじめ職員を指名して編成する。また、避難所の補助施設として、交流センター、認定こども園を追加する。 ○災害時における要配慮者の収容に関する協定を締結している社会福祉施設を指定福祉避難所として追加する。 ○避難所運営班を避難所開設班に改めることに伴い、避難所の安全管理は災害対策本部の任務とし、必要に応じて本部（地域支援部等）から職員を配置するものとする。 ○車中泊など避難所以外の場所で避難生活を送る被災者に対する支援について整理する。	P16～P17

○地震・津波災害対策編

編	章	修正要旨	新旧対照表
第5編 災害応急対策	第7章 避難活動	○避難所の補助施設として、交流センター、認定こども園を追加する。 ○災害時における要配慮者の収容に関する協定を締結している社会福祉施設を指定福祉避難所として追加する。	P54

4 水防計画について県計画との整合を図るための修正

○一般災害対策編

章	節	修正要旨	新旧対照表
第3章 災害応急対策計画	第25節 水防計画	<p>○静岡県地域防災計画（風水害対策の巻・第3章 災害応急対策計画）に準じた内容に整理し、磐田市水防計画書、太田川原野谷川治水水防計画書との関係を明確にする。</p> <p>○洪水予報河川、水防警報、水位周知河川に関する水位、洪水予報等の発表・解除基準など、磐田市水防計画書に記載しているものを整理する。</p> <p>○その他静岡県地域防災計画との整合を図るため、記載事項を整理する。</p>	P21～P33

5 地震・津波災害対策編（第3編 地震防災施設緊急整備計画）の修正

○地震・津波災害対策編

編	章	修正要旨	新旧対照表
第3編 地震対策緊急整備事業計画	第3章 地震防災緊急事業五箇年計画	○地域防災拠点施設は、災害対策本部・支部のほか、避難所やその補助施設、救護所、緊急物資集積・配分場所、広域応援部隊活動拠点施設など多岐にわたり、被害規模による万一の代替施設を考慮すれば、すべての公共施設の利用が想定される。そこで、施設の整備対象を拡大するように修正する。	P45
	第4章 津波避難対策緊急事業計画（新設）	○第2編 平常時対策、第4章 地震災害予防対策の推進に記載する「津波避難対策緊急事業計画」を第3編へ第4章として移動し、避難路の整備1件を追加する。	P45～P46